

## 消防設備等点検業務仕様書

### (目的)

第1条 受注者は、消防設備を常に安全かつ最良な状態に保ち、所期の性能を保持するとともに、不  
治の事故や故障に関しては、直ちに修理等の適切な処置を施し、早急に正常な状態に 復帰させる  
ものとするものである。

### (点検の時期)

第2条 点検の時期は次の通りとする。

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1)外観・機能・総合点検及び防火設備点検 | 7月 (予定) |
| (2)外観・機能点検            | 1月 (予定) |

### (業務内容)

第3条 受注者は、消防設備及び防火設備の機能保持のため、消防法施行規則第31条の4の点検の  
外、建築基準法第12条第4項の規定に基づく防火設備等について、下記の方法により点検整備し、  
発注者の防火管理者の行う点検及び報告業務を補佐するものとする。

- (1) 各機器の作動点検は、現場での手動操作、感知機との連動で行うものとする。
- (2) 各機器の作動確認は、中央監視室での受信機、プリンター表示で行うものとする。
- (3) 排煙機設備は、排煙口を手動にて操作し、排煙機の自動起動を確認すること。
- (4) 誘導灯、非常照明のバッテリーチェック、器具の清掃及び管球交換を行うものとする。(管球は  
発注者より支給するものとする。)
- (5) スプリンクラー設備は、末端試験弁及び手動式起動操作部の操作により作動させ、ポンプ起動  
を確認するものとする。また、屋内屋外消火栓設備は、消火栓箱の起動ボタンで起動させ、放水  
試験を行うものとする。
- (6) スプリンクラーヘッド、バルブ等より水漏れがある場合は、直ちに処理を行うものとする。  
(パッキン、シール等の交換を含む。)
- (7) 消火水槽、消火用高架水槽の水位電極、フート弁、ボールタップの点検を行うこと。
- (8) 受信盤、中継器盤、動力盤等の点検・調整・清掃を行うものとする。
- (9) 表示ランプ、押しボタンの保護カバー、ヒューズの交換は含むものとする。
- (10) 消火器について、消防法に基づく放出試験を行うものとする。  
(別紙消火器点検一覧表を参照)
- (11) 防火設備について、防火扉、防火シャッターの閉鎖試験を行うものとする。
- (12) 点検の都度、日報に点検箇所、点検個数、点検内容、点検人員を記入し、発注者に提出するも  
のとする。

### (報告等)

第4条 受注者は、点検又は試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、直ちに発注者に報告  
し、発注者と受注者との間で協議のうえ、処置するものとする。

### (諸届出の代理)

第5条 受注者は、消防法、同法施行令、同法施行規則等により必要な保守に関する諸届出、報告等  
の代理又は事務の代行を行うものとする。

### (消防訓練の立会)

第6条 受注者は、消防訓練の立会及び消防設備の取扱等の指導を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 委託業務の実施上、必要な経費の負担は次のとおりとする。

(1) 発注者の負担するもの

光熱水費及び点検後設備機能保持のため不備と認められる事項につき、発注者の承諾を得て修理、交換、補充等必要な処置を行ったときの費用

(2) 受注者の負担するもの

点検整備上必要とする雑材料及び消耗品